

十二世紀の「金納化」問題(二)

—ポスタンとレナードの論争を中心として—

近 藤 晃

三

ポスタンの右の小論に関してレヂナルド・レナード Reginald Lennard が批判的な所見を発表したのは一九五六年四月のことであり、これにたいしてポスタンは同じ一九五六年の八月直ちに反論を草している。この両者の論稿はいづれも Economic History Review の誌上を藉りて公けにされたものであるが、こうしてイギリス・マナーにおける《commutation》の問題が再び論争の機会に恵まれたことは関心を同じくする人々の間に、恐らくある種の感慨をもって迎えられるに相応しいものが

十二世紀の「金納化」問題(二)

あるであらう。

いうまでもなく、かつて史家の間に異常なまでに激しい熱意と夥しい労力が傾けられ、かつ多数の参加者をえて繰り返ひろげられたかの「金納化」をめぐる論争は、ほぼ半世紀に近い歴史をもち、その間イギリス・マナーに関する経済史研究の水準を高からしめるために最も有力なエネルギーを不断に提供してきた。また、そこに持ち寄せられた多くの成果はいろいろな意味で学界の研究動向を規定し、斯界のパターン・メイカーたる役割を演じてきたばかりでなく、その頂点に与えられたコスミンスキヤヤポスタンの労作が「マナー研究に新たなグラママーを齎すもの」と評されるまでに稔り豊かであったこともこれまた贅言を要しないところである。しかしながら、この論争がポスタン等によって一応の終止符が打たれて以来、「金納化」問題は断えて久しく新たな論点の提示に恵まれず、寄せられた多くの期待をまえに空しく約二〇年の歳月が経過している。

このような研究史の客観的な趨勢を背景として近年われわれの目前に展開しているポスタンとレナードの論争は、たとえそれ自体所定の個別所領の史料をめぐるささやかなものであろうとも、「金納化」論争の新しい前進としてその意義は貴重なものがある。殊に、今回両者がその主要な論点として取りあげている問題が、従来十分な検討を蒙らないままに残された局面、すなわち、十二世紀というさらに初期の時点において捉えられた「金納化」の道程に求められているという事実は、その研究史的背景から与えられるところを超えて、なお新しい研究的興

味を喚起せずにはおかないであらう。それはイギリス・マナーにおける賦役制の変遷についてポスタンがかねて主張してきた年代考証の改訂をここに再検討するといふ線でご覧されている当面の論議が、やがて、従来わが国においても問題意識の域外におかれてきたイギリス封建制の発展段階に関する考証を誘導するといふ効果を果すであらうといふ遙かな期待によるものであり、さらにその場合、この論争の成果をとおしてコスミンスキーの十三世紀に関する諸研究を透視するときに得られる限りない示唆にあるといふべきであらう。⁽²⁾

(一) レナードの論稿は『The Demesne of Glastonbury Abbey in the Eleventh and Twelfth Centuries. Econ. Hist. Rev. 2nd Series, Vol. VIII, No. 3, 1953』であり、ポスタンによる反批判は『Glastonbury Estates in the Twelfth Century: A Reply. Econ. Hist. Rev. 2nd Series, Vol. IX, No. 1, 1956』として発表されたものである。

(2) この点に関しては筆者はさき極く簡単な素描を試みる機会を得ている。本誌第九卷第二号所収の拙稿『いわゆる「最盛期」にみるイギリス・マナーの流通機構——運搬賦役を中心として——』の第二節「イングランドにおけるマナー体制の変遷と十三世紀」がそれである。詳しくはこれを一読されたい。そこで筆者が強調したところは、ポスタンにより賦役体制の変遷に施された年代考証の改訂とコスミンスキーの所領類型論との総合を試みるならば、ヴィ

ノグラッドフ以来十三世紀を「マナーの古典的時期」あるいは「マナーの最盛期」と見做してきた伝統的な見解を単純に踏襲することは恐らく根本的な再検討を必要とする結果になるのではないかという疑問を提示することであつた。そして、一般に『われわれが十三世紀のイングランドについて検証しうる基本的様相は、賦役ではなくむしろ貨幣地代の支配的伸長という事実にはかならない。換言すれば、当時イギリス封建制の基本的な構成は「ヴィリカチオン体制」から貨幣地代に基づく「純粹Ⅱ地代荘園制 *reine-oder Rentengrunderschaft*」へと特徴的な構造転換を果しつつあつたのである。……それはかつて十九世紀の歴史学が提唱したマナーの古典的時期ではなく、むしろこの世紀を特徴づけるものは却って貨幣地代とすぐれて「農奴主的」な商品生産の体系として現われる賦役体制の再版形態であり、両者の織りなす二律背反的な発展なのである。」(同六三頁) という見解を述べておいた。しかし、この所見がもとより試論の域を些かも出るものでないことは明かだ、ここに改めて断るまでもあるまい。ただ筆者はこのような仮設を指定してみたいうえで一連の研究的操作を排斥しながら問題の核心にアプローチしてゆくことを念願しているのみである。

ともあれ、われわれは当面レナードとポスタンの間に交わされた討議の経過について語り、そこに如何なる問題がはらまれ

ているかを明かにしなければならぬ。

レナードによる批判論文はおおよそ二つの部分から構成されている。その一はポスタンが原史料から導いた諸数字とそれによる統計表について疑問を提起するものである。また、第二の部分ではポスタンの与えた結論にたいする批判的な見解が総合的に示されている。

まず、第一の部分について簡単な見直しをえておこう。ここでレナードはポスタンによって示された四つのメルクマール（本誌前号参照）についてそれぞれ修正を要求している。

「1」この修道院管下の二〇のマンナーで直営地に導入されたと考えられる犂隊の数を四つの時点で捉え、その減少傾向を論証しようとするポスタンの統計表は二つの点でレナードの批判を蒙っている。第一は単純な計算上の誤謬である。例えば、一〇八六年の Monkton のマンナーにつき犂隊四とあるがこれは三とすべきであり、Hilbert の時代の Wighton に関する数字三は二に改められるべきであること、また Piton, Batonsborough, Shapwick, Batcombe の数字のうち若干のものは役畜頭数からえられた概算によっていることも同様に欠陥に算えられねばならないこと、等がこの場合主要な点とされている。第二の疑問はポスタンによる統計的考察が二〇のマンナーに限定されている事実から抽き出される素材の問題である。ポスタンの説明によれば、かかる限定を加えたのは次ぎのような理由によるものである。

十二世紀の「金納化」問題 (二)

『犂隊の規模が普通とは並はずれている場合もありうるが、それはただ単に地方的ないし例外的なものにすぎない。グラストンベリーのそれのようにごく広範囲にわたって散在している修道院所領に関する総数のうえにそれが何らかの影響を及ぼすといったものではない。けれども、ドウメスデイ・ブックに示される数字が他の史料と円滑に対比し難いと思われる場合とか、またことに、犂隊の構成のうえにある種の変動のあった可能性を暗示するほどその数字が大きな場合には、そのマンナーは一切われわれの表から除外されている。……しかし、こうした削除を加えたことは一般的な減少傾向をいささかも弱めるものではない。なぜならば、これら二つのマンナー [Damerham, Grittleton] から得られた報告を含めたとしても、その「犂隊」の減少はわれわれの表が示すところより一層顕著なようにさえみえるからである。⁽³⁾』

レナードは Grittleton に関しては彼れの処置の正しさを容認しながらも、この場合にはポスタンに従うことを拒否し、正しくは一〇八六年の犂隊は直営地一六ハイドにたいして四であって、一三三五年にはそれが六に増加していると主張している。やがて同様な理由から Damerham Pucklechurch, Christian Malford, Glastonbury, Blackford, Camerton, Meare, Ashbury の七つのマンナーをも加えて考慮することの妥当な所以を説いたのち、レナードは彼れ自身の所見を次ぎのように総括している。

『減少を示すマンナーは一四、増加を示すもの五、最初の二つ

の時点の間に一切変化のみられないマナー九となり、総じてこれら二八のマナーでは一〇八六年の墾隊は総計一〇二五、ヘンリー一世の治世では八八である。いいかえれば、その減少の仕方はポスタン教授の表が示す二二・五パーセントに代つて約一四パーセントという数字になる。⁽⁴⁾

〔2〕 第二の羊の頭数の変動を示す図表に関しては、次ぎの二点が指示される。まず、Cranmore (Cravenmere) のマナーについて羊二〇〇頭とらう数字が《Inquisitio Hilberti》から導かれているがこれは誤りであつて、事實は二〇頭である。ポスタンの第二指標はこの点で修正が要求されている。また、この表では『ドゥメスデイ・ブック』には羊に関する数字が欠け

	1086 (Exon. Domesday)	T. R. H. (Inquisitio Hilberti)
Walton	100	100
Shapwick	100	400
Ham	150	50
Monkton	50	100
Brentmarsh	82	400
Winscombe	30	Nil
Wrington	278	150
Batcombe	150	130
Ditcheat	123	350
Marksbury	85	200
Mells	91	200
Cranmore	Nil	200
Doultong	340	257
Pilton	500	150
Total	2,079	2,687

ている』という理由から一〇八六年という時点が設けられていなかった。しかし、この点はいわゆる《Exon. Domesday》に含まれている家畜に関する統計を採用することによって補正することをレナードは提唱している。このレナードの提案に従うならば、ポスタンの表は、一〇八六年とヘンリー一世の一期との間に約二九パーセントの増加を記録することになる。なお、ここでレナードが発掘した数字は次ぎのとおりである。⁽⁵⁾

〔付記〕 右の表のうち史料の十分でなく Winscombe と Cranmore を除外した場合は、他の一二のマナーの総計は一〇八六年では、二、〇四九、ヘンリー一世の時期では二、四八七となつてくる。

〔3〕 第三の地代統計に関してもレナードは幾つかの点でその不備を指摘している。ポスタンは《Inquisitio Hilberti》には三つのマナー——Ditcheat, Street, Ashbury——についてのみ地代に関する記録があるという前提で表を作成してゐるが、しかし、この史料には Baltonsborough についての《gabulum assisum》一〇〇志とらう記載があることは明かである。また、彼れの表から除外されてゐる三つのマナー——Lyne, Wington, Damerham——の場合にもこの《Inquisitio》にその《gabulum assisum》についての記録を留めてゐる。従つて、以上の七つのマナーに関して通観したところによれば、ヘンリー一世の治世から一一七六年にいたる約半世紀の間に《gabulum assisum》は四四磅一七志八片から五〇磅一六志七片と増

加している。しかし、この増加の仕方はポスタンが三つのマナーの史料によって示したところより幾分内輪なものになってくる。

[4] 以上の諸点は第四の指標である《Value of Manor》すなわち所領財政の総収入の変動状況のうえに押られてくるのであるが、その場合直営地経営の縮少は地代収取の増加と相互に相殺をれてゆく関係にあるため、その結果マナーの総収入は比較的安定した状態を示すものとポスタンは説明した。その観点の正しさを一応容認するレナードではあったが、ポスタンがそれを個々のマナーについてでなく総計について論証しようとしたことをレナードは非難している。レナードの指摘するところによれば、ポスタンの期待したような相殺関係を示すところにおいて顕著であったマナーは Street, Damerham の僅か二つに過ぎず、このような検出方法は不成功に終わったと考えなければならぬ。彼れの反証によれば、Lyme のマナーでは牝牛が一六頭から一〇頭に減少し羊も一〇頭から三〇頭に、牝牛は七頭から一頭へとそれぞれ減っているが、地代はそれに反して僅かに二片の増収が記録されたに留まっている。同様な事態はそのほか Ashbury や Ditcheat 等のマナーにもみとめることが出来る。

(c) M. M. Postan, *Glastonbury Estates in the Twelfth Century*. *Econ. Hist. Rev.* 2nd Ser., Vol. V, No. 3, 1953, pp. 360—361.

(4) R. Lennard, *op. cit.* p. 356. なお、このポスタンに

よって検出されレナードが承認を与えた Grittleton のマナーをも含めて計算した場合には、八つのマナーの直営地は与えられた二つの時点の間で二〇・三パーセント縮小している。この結果がえられる。Lennard, *op. cit.* p. 356 n.

(c) 《Exon. Domesday》と《Exchequer Domesday Book》をよびそれ以前の二連の史料——《Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis》《Inquisitio Comitatus》《Inquisitio Eliensis》等々——とよびてドゥムスメイの三部作の一をなすものであり、エグゼター Exeter の Cathedral Library に所蔵されているところからその名称が与えられたものでも。Exchequer MSS. と比較すれば家畜に関する記録が一より詳細であること、両者の間に用語法の大きな差異があること、エドワード一世時代の《tenants》の名前をより多く記録していること、等の特徴がこの史料について指摘されているが、しかし、この《Exon. Domesday》はイングランドの南部の五州——Wilts., Dorset, Somerset, Devon, Cornwall——を包含しているもの。《Exon. Domesday》のごとく、差つた R. H. I. Palgrave, *The Dictionary of Political Economy* の “Domesday Book” 項、また W. de G. Birch, *The Materials for Re-editing of the Domesday Book*, in: P. E. Dove (ed.), *Domesday Studies*, being the Papers read at the Meetings of the Domesday

Commemoration 1886: 1888, Vol. II, esp. pp. 490—491 etc. などを参照された。

(9) Lennard, op. cit. p. 357.

さて、以上がレナードによって提出されたポスタンの素材にたいする批判である。みられるように、これに関するかぎり批判はポスタンの立論の基礎となった諸史料の価値を根本から否定し去るものではなく、高々その修正を要求するという程度に留まっている。しかしながら、レナードは次のように発言してゐる。——

『ポスタンがこの雑誌で公表したこの新史料 [Inquisitio Hilberti] に関する「概観」は、それが彼れに示唆した結論の「概要」とともに、極めて興味深いものである。しかし、彼れの計算はある特定の点で修正を要するし、その結論の示す一般的な傾向にいたつては非常に疑わしいと思つてゐる。』
十二世紀のグラストンベリ修道院にみられる所領経済の構造変化は、直営地耕作の縮小と地代取関係の拡大によって描き出される一つの逆比例関係によって特徴づけられるばかりでなく、それ自体他の所領をも貫徹する一般の趨勢の一面たるものである、というのがポスタンの立場である。しかし、レナードがポスタンのこうした立場に同調することを拒否しようとしたのは、その史料的根拠への不信もさることながら、むしろポスタンの立脚する基本的な分析基準について幾つかの疑惑を抱いていたことに由来してゐる。

レナードの批判論文の後半の部分は、そのためその種の疑問

を開陳しポスタンの再考を促すことを主眼としたものである。ここで提出される若干の問題のうちポスタンの論争の焦点となりえたものは、とりわけ墾隊の漸減を立証する目的で取りあげられた統計表をめぐる問題であるが、それは次ぎの三つの論点を含むものである。

〔一〕墾隊の減少はそれ自体直営地経営の縮小とその貨幣地代に基づく農民保有地への転換とを意味するか、というのが第一の論点である。いうまでもなく、レナードはこの点については否定的な立場をとつてゐる。彼れが自ら史料を閲読したところによれば、ポスタンの主張する墾隊と地代との逆比例関係の成立を明瞭に示唆してゐると思われるマナーは Kington St. Michael 及 Badbury の二つにすぎず (Liber Henrici de Soliaco) 多くのマナーについてそれを論証することは著しく困難であつた。なるほど『われわれは二〇有余のマナーで農民が直営地の一定の部分占有してゐる事実を確認してゐる。しかし、Kington と Badbury とを除けば、直営地にとって絶対的な損失となつてゐるところはないと思われる。この史料が明確に記録してゐる量は耕作地 (arable) に関する限りせいぜい三五エイカー程度にすぎず、ある所では全く無視できるといえるほどのものである。』ところが他方墾隊の減少はポスタンも指示するようにかなり明白な事実のようにみえる。例えば、Sturminster Newton のマナーでは、僅かに一四エイカーの直営耕作地と二・五エイカーの牧草地が農民保有地として解消してゐるが (Inquisitio Hilberti) これに反し T. R. H. に墾

隊五(牡牛四〇頭)とされていたものが、一七七年には犂隊二(牡牛一六頭)に激減し一八九年には犂隊三(同二四頭)となつてゐる。こうした事実から推してポスタンの主張は多くの疑問が発生する余地を残すものと考えられねばならないが、とくにこの場合史料に記録されてゐる犂隊の数が直営地で現実に利用された犂隊の総数に等しいとする極めてあやふやな前提が漏れているといわなければならない。

レナードが提示した第一の論点はおおよそ右のようなものであるが、彼れはそこからこうして第二の論点を導いていく。

〔一〕ドゥメスデイ・ブック等の史料の語る犂隊の数は現実に直営地に充用されてゐる犂の総数ではなく、*firmarius*すなわち*food farm*の管理者が領主から貸与を受け保全の責を負つてゐる犂と家畜との数を意味する。従つて、その変動は直ちに直営地耕作の変化に照応せず、場合によっては単に領主と*firmarius*との契約条項の変更、または事情に応じて行なわれたであろう*firmarius*による自己補填などの事実を表現するに過ぎないということも当然予想しなければならぬ。さいわい当面のグラストンベリー修道院に關しても右の事態を暗示する史料に恵まれてゐる。また、大抵のマナーの犂隊の数は*Exon, Domesday*が示す標準、すなわち二ハイドの耕作地にたいして犂隊三という割合を下廻つてゐるが、これは十二世紀当時各マナーの保有する犂隊と家畜頭数が非合理的な地方的慣行に規定される傾向をもつてゐることに帰因するもので、現実は当時の技術水準からする最良の比率との間につねに一定の

ギャップをはらんでゐると考えねばならない。従つて*Firmarius*による経営の合理化への欲求の一部として、犂隊ないし家畜の量的な配分に関する問題が提出されることは当然予想されるところである。また、何らかの財政的な原因から、マナーの家畜はしばしば必要かつ合理的な保有量を下まわつてゆく傾向がみられる。

このようにして、特定のマナーにおける犂隊や役畜の数が変動する場合には、少くとも以上のような要因が協働してくる可能性があるとかわねばならない。また、史料の報告するところに従えば、*firmarius*が自己の役畜をも追加して耕作を遂行してゐる事例、また自発的に役畜の質的改良のために家畜の入れ換えを行なつてゐる例等が明かに認められる。従つて、家畜に關する統計表をもつて直ちにドゥメスデイ以降のこの修道院領で直営地経営の変動・衰微を物語る論拠とすることはきわめて困難である。また、これらの諸事情を考慮するならば、ポスタンの主張するような『犂隊数の変動は必然的に直営地面積の変化を意味する』といった著しく不安定な仮設の成り立つ余地は殆んどないものと考へなければならぬ。

〔三〕第三の論点は、ここで取扱われたグラストンベリー修道院領の示す所領経済の構造的変化は果してポスタンの説くように十二世紀の各所領に共通してみいだされる普遍的な現象とみなすことができるかどうかという問題である。レナード自身検討するところによればそのような解釈はすこぶる困難といふべきであり、むしろ偶発的なローカルな現象と考へる方が遙かに

自然であるという結論になるようである。その際レナードが依拠した論拠は主にも次ぎのようなものがある。第一は統計的な史料操作は特定の時点に発生する極く特殊な諸事情からしばしば大きく影響される可能性を含むということである。この所領の場合にもこの点に関する再認識の重要性を自覚させるにたる事実が報告されている。例えば、Ditcheat のマナーの記録にはヘンリー一世の時代に三五〇頭の羊が記載されているが一一七二年にはこれに関する記録は全く欠除している。しかしその後一一八九年には『夏期に羊を有す』と再び史料にありその変動に一定の傾向性を認める努力を妨げている。レナードの第二の根拠は、個別所領の経済過程の変遷を辿る場合には、とりわけ政治史的諸要因が断えず注目されていないなければならないということである。何故ならばそれらはときに決定的な方向規定への役割をさえ果してきたからである。その点現在当面しているグラストンベリ修道院所領の検討に際して特に問題になる事態は、まずこの修道院に四〇〇の《knight-service》が課せられており僧院長はその給付の目的から逐次管下のマナーを「再下封」(subinfundation) していったという事実である。

一一六六年この《knight-service》の調査が行なわれた際、四三・五の「騎士領」(knight's fee) が一一三五年までにそうして創出されたと僧院長は報告している。このような事実がこの修道院の直管地の変容にとって全く無縁であったと考えることはできない。その他、ステフェン王時代の内乱の影響が最も顕著であったとされるウィルトシャーとグロスターシャーに

この修道院のマナーが集中していたという事情もここで配慮されてよい問題である。

(7) Lennard, op. cit. p. 335.

(8) Ibid., pp. 338—359.

以上、われわれはレナードによって試みられたポスタン批判の概要をおうむねこの筆者が導くままにたどってきた。次いでわれわれの関心の焦点となる問題は、かかるレナードによる批判がどこまでポスタンの所説を覆えしえたか、そしてその妥当性をいかに削減することに成功しているかという点であるが、次にこの点をポスタンの反批判との対決のうちに考察することにしてしよう。

四

ポスタンによる反批判は冒頭から皮肉とある種の尊大なポーズをとった文章で始まるのであるが、それはともかくとして反批判の骨子となるポスタンの基本的な論調は、レナードの主張が常に量的にもまはた時点の設定の仕方についても極めて限定されている史料を基礎とするものであること、また彼れの場合にはそうした史料がさらに終始ミクロ的に分析されたにすぎず、広汎なパースペクティヴのなかで検討するという観点に欠けていること、等を指示しようとするものである。

反批判の内容はまず詳細な史料操作についてレナードが提出した若干の疑問に答えることから始められている。前節でもみ

たように、レナードはポスタンの掲げた四つの指標を中心にそれぞれ疑問を述べてきているのであるが、第一の墾隊の数の算定に関しては主としてポスタンがその表から除外した若干のマナーにおける事情が問題とされている。こうした除外例が問題の傾向性のうえに及ぼす影響の評価については両者は全く対立した結論を与えており、レナードはこれらのマナーを計算から除外したことは事実を誇張する結果になるとし、ポスタンは逆にそれによって極端な誇張を回避することに成功したと主張している。ポスタンは改めて Glastonbury, South Damerham, Grittleton, Pucklechurch, Mere, Ashbury, Blackford 等のマナーについて再検討を加えているが、その結果はいづれも他のマナーと同じ次元での比較対照を許さないような理由をもっており、各直営地の構造は継続的な発展の所産とは考えられないような不規則な変化を示している事実が確認されたのみである。このためこれらのマナーは第一表から除かれたが、しかしいま仮りにレナード流の『図太き』でこれらのマナーを計算に入れたとしても、計算から除かれていたマナーの墾の数は一〇八六年に四一であったものがヘンリー一世時代には三二に減じていることになるから、第一表で示された墾隊の減少率はポスタンが提示した二四パーセントより稍々内輪な二〇・一パーセントとなるだけであり、この点に関する限り依然として低下傾向は著しいものがある。

右は第一表をめぐる問題点であるが第二表の地代統計表に關してもほぼ同様のことがいわれており、レナードによって示さ

れた幾つかの反論は、ポスタン自身の計算の結果を僅かに削減することができたのみで総体としての趨勢は何ら異なるところはないとして一蹴されている。レナードが提示した論点の一つとなったヘンリー一世時代の *Baltonsborough* のマナーの場合、ポスタンはこのマナーについて *«Inquisitio Hilberti»* がたしかに *«gabulum assisum»* を一〇〇志と記録している事実を認めるのであるが、彼れはなおこの記載については強い疑念を抱いている。というのは一〇〇志という数字は通常の固定地代の収入と考えるには余りにもすっきりした数であるばかりでなく、また他の年代のものと比較してみても異常に大きいからである。のみならず他の史料の示すところによれば、このマナーは僧院長が一〇七九年にグラストンベリの修道団 (*Convent*) に与えたものであるという特殊な事情がみられる。従って以上のようなことを考慮すればこの *«conventional estate»* の場合には「一〇〇志」という数字を単純に地代収入として算定することは合理的でないとポスタンは考えている。

これが第二表からポスタンをして *Baltonsborough* を排除せしめた理由であるが、次いでレナードが指摘した *«Lym»*, *«Wington»*, *«Damerham»* の三つのマナーを表から削った理由が釈明されている。例えば *«Lym»* の場合、たしかに史料には貨幣地代が記録されている。しかし同時に二荷の魚介が賦課されたことを史料は示しているが、しかし、この魚介の評価額が明かにされていないばかりでなく、それが毎週のものであるのかまた直営地の借地料であるのか農民保有地よりの地代たる性質

のものであるのか一切不明である。従つてこのマナーの場合明記された貨幣地代のみを表に加えることが、どれほどの重要性をもつか頗る疑わしいといわねばならない。他の二つのマナーの場合にもそれぞれの史料の記録と実態との距離を埋めてゆく手段は見いだし難い事情にある。

総じてここでも『彼れ(レナード)が選択したすべてのマナーを含めることは、その最終的な総計には殆んど何の違ひもないようである。すなわち、レナード氏自身「の言」を引用すれば、総計はわたくし(ポスタン)のものよりも「幾分小さい増加率」を示すが、「しかし感知できるほど相い異なつたものではない」という。もしそうであるならば、こうした念入りにもつてまわつたやり方が本当に必要だつたのであろうか。』⁽¹⁾——ポスタンはこう歎じている。

第三に家畜統計表に図しては《Exon. Domesday》の利用をめぐつて若干の論議がたたかわされた。前述のようにレナードの提唱によればこの《Exon. Domesday》を援用することによりこの修道院の傘下にあるマナー群にみる家畜頭数の変遷は一段と長期にわたる観察が可能となるはずである。しかしポスタンは決して「何らの理由もなく」この史料を用いなかったのではないと力説している。ここでの《Exon. Domesday》を強いて援用しなかつた積極的な理由としてポスタンは掲げるところは次ぎのようなものである。すなわち(一)その最も大きな理由は一〇八六年当時この史料の指示する牧羊地にはかなり多数の山羊が飼育されていたことである。勿論年を経るに従つて

これらの山羊は大巾に緬羊に転換されてゆくのではあるが、いづれにせよこのような事実には大いに困惑せざるをえない。この修道院に所属するサマシットシャーの九ないし一〇のマナーだけでも当時三〇〇頭の山羊が存在していることを史料は暗示している。また、十二世紀における山羊の販売価格は緬羊の二倍であつたことも今日の常識からすれば納得のゆかぬことである。(二) ならに重要な理由はこの《Exon. Domesday》が示す家畜の頭数はサマシットシャーのマナーに限られてをり、バークシャー・グロスターシャー・ドウシットシャーはおろか、この修道院のもつ大多数の羊が存在していたウィルトシャーに關しても記録を留めていないことである。当時のベイリフの会計記録が明らかに物語るように、牧羊経営は極めて《inter-manorial》に行われる性質のものであつた事実とともに以上の二つの理由を考慮すれば、レナードの提唱にもかかわらず、この問題に關するかぎり《Exon. Domesday》の史料の価値は殆んど認めがたいという結論に立ち到らねばならぬ。⁽²⁾

レナードの批判が取りあげた素材的な問題についてはポスタンはおうむね右のように反論を加えている。その他、若干の問題が粗上にすえられてはいるが、当 faced ところで詳細に立ち入る必要はないように思われる。

(1) M. Postan, *Glastonbury Estates in the Twelfth Century: A Reply*, *Econ. Hist. Rev.* 2nd Series, Vol. IX, No. 1, 1956, p. 109.

(2) この段 *Ibid.*, pp. 106-111. など、こゝで紹介した

論点以外にこの論争が関説している問題は、史料の撰取と
いう素材的な領域に関するかぎり、各史料の示す地名
(placename) がどこまで一致しどこで分裂しているかを
確認することであった。この問題についてはポスタンは自
ら自己批判を行なっている。検討を要するマナーは「Lym-
」として記録されているものである。ポスタンはこれを

Lymsham として後の史料に現われるマナーであると考
え、一方レナードは Uplyme および Lyme の二つのマ
ナーを包括する地名であるとみている。この二人の見解に
はそれぞれの論拠があり、また事実、このマナーは「再下
封」の受授改廃によりその土地所有権は著しく複雑な重畳
を示すものとなって史家の目を幻惑させているため、論争
はほとんど結論らしいものをえていない。同様なことは
Street のマナーについても論じられる (Ibid., p. 111
and notes)。

ポスタンの掲げた統計表の信憑性をめぐってレナードが指摘
した問題点にたいしポスタンはおうむね右のように反論を加
え、レナードの所説は史料に即した問題に関するかぎり恐らく
は無意味なものに終始していると力説している。すなわち、レ
ナードの意見が全面的に容認されたとしても、十二世紀のグラ
ストンベリ修道院領の経済的趨勢についてときにポスタンが設
定したシェーマ自体には何ら根本的な変更を加える必要はない
ばかりでなく、彼れの依拠するところもまた著しく誤謬を含ん

でおりほとんど説得力をもたない状態である、としてポスタ
ンは拒否している。従って、自分の記した短い「所見」が不当に
簡潔であったため若干の誤解と混乱を生んだということ以外に
は何の責任も感じないというのが彼れの立場である。

さて、次に問題はポスタン、レナード両者によって示され
たこの修道院管下の所領経済のもつ一般的な傾向を如何に評価
してゆくべきかという理論的な領域に移されてゆく。以下こう
した論点に関するポスタンの反批判を順を追って紹介すること
にしよう。

『レナード氏は総じて格蘭ベリの直営地群に現われた諸変
革の縮少・地代の増加といった一般的な趨勢とみることは不可
能だと論じている。『すなわち』地代は墾隊の減少と同一の比
率をとって増加していない。また墾隊の減少は耕地の収縮を表
示するものではなく、定期借地契約の条件の変更を表わしてい
る。そして、総じてわたたくしが記したような諸現象は本来偶発
的なものでありローカルな事象にすぎない。——という。』

ポスタンはレナードの所説を右のように総括し、次いでその
内包する論点を以下の三点に分けて反駁を加えていく。

〔一〕墾隊の減少と地代の増大との関係。
墾隊の減少と地代の増大との間に何らかの内在的な関係が存
在することを認めないというレナードの立場は、概して地代の
動向は墾隊のそれと明瞭かつ正確に反比例の関係に立っていない

いという彼れの印象から与えられたものであるが、こうした印象は事実と反するばかりでなくある程度彼れ自身の統計的な操作のもつ欠陥に由来しているといつて差支えない。

まず、ヘンリー一世時代の信憑度の高い史料によれば、例えば Street, Ashbury, Ditchet という三つのマナーでは明らかに地代の上昇度と犁隊の減少度との間に一定の内在的な関連性のあることはたしかに認められる。しかし地代は勿論これら三つのマナーの場合共通のテムポをもつて増加していったわけではない。例えば Street と Ditchet では五〇パーセント前後の増加率が示されているが、Ashbury では僅かに二パーセント弱、前の時期での一四磅と比べて五志の増収となっているにすぎない⁽⁴⁾。このように、問題は始めから地代の絶対量や個別的な事情に関したものでなく、つねに所領経済総体という観点に立ちつつ犁隊の数との相関において提起されている。しかし、それにもかかわらず、レナードは批判文を草するに当って「新たな地代」、「新しく直営地に形成された農民保有地の面積」、「直営地に充用される犁隊数」という三者の量的比率に厳密な比例関係のあることを否定することに大重になっているが、これは全く意味のない徒勞にすぎない。これは明かに自分(ポスタン)の論理を誤つて理解したからであり、自分を含めて何人も未だかつてそうした議論を展開したためしはない。さきに分は次のように述べておいたはずである。——

『もし地代からする総収入が減じたならば、「農民」保有地が他人の所有に移つたか、農民が放棄したか、または領主に

よつて収用されたかのいづれかにすぎない。また地代が増加したならば、大抵の場合、新たな土地が「開墾地代」(incementum redditie)を課する目的から地代支払農民に貸出されたか、または賦役のような他の慣習的な義務が貨幣に転化したか、「特別の」貨幣支払が一括して地代に含められた場合である。』⁽⁵⁾

この引用にもみられるとおり、地代が増大してゆくに當つては少くともこれら三つの誘因が想定されるわけであり、その限りにおいて犁隊数の問題がその一環を形成するモメントとして取り扱われたのである。レナードが考えたように、『直営地における犁隊の変動は地代変動の唯一の原因であり、従つて犁隊の減少は直接領主の地代「収入の」比例的な増大に結果すると考えるほど自分は……愚かでも無知でもなかつた』ことはたしかである^(?)。

〔二〕ドゥメスデイ・ブック等の史料に示された犁隊数の意義について。

レナードの所説の論拠となつている第二の問題は、ドゥメスデイ・ブックその他の《surveys》に現われた犁隊と牡牛に関する数字は何を物語つているかということである。レナードは、これらの数字は現実に直営地に充用されている一切の犁や家畜を表示するものではなく、《tann manor》の借地人が上級領主にもつ責任の範囲を示す数字であると考へている。従つて、こうした観点からすれば、史料に現われた家畜数の減少はそれ自体直営地経営の縮小を表現するものとは解せないのみでなく、

むしろそれは借地条件ないしは借地人による家畜の利用状況の変化を示しているということになる。⁽⁶⁾

こうしたレナードの所説が十分説得的であるためには、当然のことながら、グラストンベリのマナー群が——殊に問題の統計表に含まれている各マナーが——いわゆる《farm manor》であったことをまずその前提として明瞭に立証する必要がある。レナードは、この問題については、一三〇年代および一七一年の史料から大多数のマナーが《farm manor》であったという見解を導いているが、それはほぼ二つの点で難点がある。その一は Hilbert's Survey の読み方に関した問題である。この史料の筆者は過去における《firmarius》とその家畜については十分明瞭な記載を行なっているが、現在のそれについては明記していない。この事実からみても、この史料の掲げる家畜の頭数は現実に飼育され利用されている総数を示すものであって、《firmarius》の責任範囲に係わるものでないことは明かである。さらに、現在の《firmarius》について記録のないことは、その当時の大半のマナーには記載を要するような《firmarius》が存在しなかったということの意味していないであろうか。もしレナードが十二世紀の他の史料にも適切な注意を怠らなかつたならば、恐らくこのような誤った見解を抱くようなことはなかつたであろう。何故ならば、こうした研究的操作を行なつたならば、この修道院管下の大多数のマナーが《farm manor》ではなかつた事実を容易に発見できたはずである。この点がレナードの所説のもつ第二の難点といえよう。

十二世紀の「金納化」問題 (二)

十二世紀末の史料たる Savaricus Survey を検討すれば、その史料の冒頭の文章から直営マナーと《farm manor》の析出はきわめて容易である。これによれば三八のマナーのうちグラストンベリのホーム・マナーを含む一九のマナーは「直営マナー」として明記されている。⁽⁹⁾ 残りの一九のマナーについては、三ないし九が St. Davids の司教の手中にあり（必ずしも《cat farm》と記されていない）、明瞭に《farm manor》という記載のあるものは九ヶ所のマナーのみである。

このようにレナードの立論の基礎はきわめて事実を反したものであるが、もし仮りにこの問題を若干譲歩したとしても、犁隊数の減少が《firmarius》による経営の合理化から与えられうるという所説は無為無用な議論というほかはない。たしかにマナーによって家畜の保有数が過剰であったり不足であったりするだろう。その点は自分もまた認めていたはずである。しかし、自分の表に含まれる二〇のマナーのうち一九が、またレナードの表の二七のマナーのうちの二一が、いずれも一般に減少傾向を示しているという余りにも顕著な事実を、⁽¹⁰⁾ 単純に《firmarius》の功績として、一義的に説明しつくすことができようとは思われない。このようなレナードの意見は事実とは程遠いものであるばかりか、十二・三世紀の農業問題が醸しだす社会的なアトモスフィアとも相容れないものだといわなければならない。

〔三〕 当該修道院領にみられる所領経済の構造的変化の評価に関する問題。

以上通観してきたグラストンベリ修道院の所領経済に現われた諸現象は、総じて個別的・偶発的なものとみなすべきであつて、これを不当に一般化して問題にすべきでない、というのがレナードによる第三の批判点であつた。彼れはポスタンは余りに「経済史的」な発想法に終始しているために史実の地方性・偶発性を不当に削りとつているが、経済史の分析は政治史への十分な配慮をえて行われねばならず、こうした観点に立つべきで、この修道院領の問題は単純に一般化できないものを感じさせると説いている⁽¹¹⁾。

この点には差しあたり二つの問題が含まれるであらう。まず、この所領における直営地経営の縮小とかう問題は、統計的にもその一般性を論証することができる。自分(ポスタン)の立場からすれば、一一三〇年代から一一七一年におよぶ時期に総じて直営地経営は二〇パーセント縮小していること、またこの所領に属する圧倒的多数のマナーでこうした事象が示されているということ、——これらの事実から推して一般的な傾向性が作用している可能性は十分に考えられる。しかし、これとは同一の現象は、ラムジー Ramsey、ダーラム Durham、バートン Burton、シャフツベリ Shafesbury 等の有名な巨大所領についても十二世紀における特徴的な動きとして指摘することができるばかりでなく、いづれの場合にも、十三世紀に入るとともにこの傾向性は軌を一にして衰えているかまたは消滅している。従つて、これらの事態を単に地方的な現象として片付けるにしては事実は余りに整一的でありすぎるといわざるを得ない。

ばならない⁽¹²⁾。

さらに目を転じるならば、グラストンベリの史料を分析するに當つてレナードが依拠したところの《firmans》の問題はもとより、「再下封」・「騎士奉仕」等々は果して地方的・偶発的な要因だったのであらうか。われわれにとつては、そうした諸契機はもちろん、封建的な内乱すらも決して偶発的なものとして処理することを許さないほど広範な内容と影響力をもつ問題である。一般に特定の現象に内在する普遍的な傾向性の抽出を怠り、それを地域的特殊性の累積として処理していかう⁽¹³⁾という試みはいまや歴史家の職業病と化しているかのようと思われる(このようなポスタンの発言は本邦においても十分傾聴に値しよう)。

(11) Postan, A Reply, p. 111.

(12) Ibid, p. 112; Postan, op. cit., p. 366, Table IV.

Rents, 「立教経済学研究」第十卷第三号一六一頁参照。

(13) Postan, op. cit., p. 366; ditto, A Reply, p. 113.

(14) Postan, A Reply, p. 113.

(15) の殿、Ibid, pp. 111-113. などごじ取りあげなかつたが、レナードとポスタンの間でこの地代の上昇の問題に関連して直営地の定期借地化の問題が討議されている。レナードは領主直営地が農民保有地に転化している事例を一一八一年の史料について若干検出しているが、一般にその意義は高く評価できないという立場をとつてゐる。すなわち、直営地が大幅に農民に貸与された例は Kingston,

Badbury のマナーで見いだされるのみであり、一般に三五エイカーを超えるほどの規模のものはなく、多くの場合はたかだか二、三エイカー程度とごく些細なものである (Lennard, op. cit., pp. 358—359)。

ポスタンはこうしたレナードの見解を不当な過少評価であるとし、そうした原因は多様な「自由」保有地の分析がレナードの場合周到でなかったことにあると主張している。彼れに従えば、直営地のうえに形成されている「*Korelands*」(overlands)、「*botlands*」とよぶた各種の「自由な」保有地を十分検討する必要を説きながら、それによって多数のマナーで大規模な直営地に貸出が行なわれていた事実が確認できるといふ。とりわけ、Blackford の四五ないし五〇エイカー、Ashbury の九〇ないし一〇〇エイカー、South Brent の九五エイカー等は最も顕著な場合である。このようにして導かれた事例からみても、事態は軽々しく看過できないものがあるとみなければならぬ。こうした観点から、ポスタンはレナードとは異なった見解、すなわち十二世紀全般を通じて多くの直営地のうえに農民保有地が創出されつつあったし、またそのような直営地の様相こそこの世紀ことにその後半期の所領を特徴づけるものであるとごく見解に到達してゐる (Postan, A Reply, pp. 112—113 and note 3)。

(8) Lennard, op. cit., pp. 360—362.

(9) この史料が直営マナーとして明瞭に記載しているもの

十二世紀の「金納化」問題 (二)

は以下のとおりである。Glastonbury, Pilton, East Penard, Ditcher, Batcombe, Newton, Kentlesworth, Weston Zoy, Middle Zoy, Othery, Ham, Butleigh, Shapwick, Ashcot, Walton, Baltonsborough, Street, Brentmarsh, Douling. これらの多くはポスタンの統計表のなかに掲げられてゐる。Postan, A Reply, p. 114.

(10) Postan, op. cit., pp. 363, 364, cf. Table II, III.

(11) Lennard, op. cit., pp. 362—363.

(12) Postan, A Reply, 116—117, なおこの点に關しては Postan, Chronology of Labour Services, (pp. 191—201.) を同時に参照すべきである。

(13) この段 Postan, A Reply, p. 117.

以上、概観してきたところがポスタンによるレナードへの批判の大綱である。そこに含まれる若干の史料に關する問題については、直接当該史料の閲読への機会に恵まれるまでは、われわれとしては両者のいづれに左袒すべきか、また両者の間に存在するギャップがどのような根拠から生じているか、にわかに判断を下すわけにはいかない。とはいへ、この論争の過程を現在の段階で展望したかぎりにおいては、総じてレナードによるポスタンへの批判は期待されたほどの成功をみていないように思われる。彼れの所論のあるものはポスタンの行論を誤って理解した形跡が認められたし、また批判への論拠が十分実証的

二四一

に把握され争う余地を留めないまでに高度な安定性をもつていたかどうか可なり疑わしい場合もあった。こうした点はやはりポスタンを十二分に説得できなかった大きな理由であったようである。そのほか、レナードの利用した史料が旧くドゥメスディ・ブックへ遡ってゆくという形で排列されていたため、そこからレナードの見解は、十三世紀へのパースペクティヴを示すことに特色のあつたポスタンの立場とさまざまな点で異つたニユアンスを示すに到つたとも考えられよう。

かくてポスタンは、レナードによる実証性の強い批判に直面したにもかかわらず、依然としてためらうことなく次ぎのような総括を行なつてゐる。――

『私見によれば、十二世紀の経済的動向は齊一かつ連続的なものではない。一般に人口と居住地は発展したが、ことにこの世紀の最初の三十年間に、また農民の居住地のための開拓が可能だつたような地域で、そのような発展がみられた。しかし、耕作の縮小への兆しは農民の占有する土地でも等しくみとめられたが、とくに一一三〇年以降領主の直営地ではきわめて一般的なものとなつた。それは一一三〇年とこの世紀の最後の十年間にまたがる時期が直営地耕作によつて不利なものだつたからである。農村の混乱した状態は、遠くはなれたマナーの運営を、遠隔の地から統制するのを困難にした。またこの時代の混乱した事態は農業生産物の国内での取引を阻害したであろう。……領主は借地人による間接的経営の制度をとり入れてゐたが、この制度は「所領の」発展には到

るところで不都合を生じた(その目的は諸収入を安定させることではあつたが)。多くの地方では、欲得づくの非能率的な耕作が直営地面積の縮小と直営地資本の浪費を促がしたにすぎなかつた。十三世紀における安定期の回復・市場と物価の立直りにつれて、直接経営が再び借地人にたいする定期小作にかわつて現われ、農民の占有地の場合と同様に直営地においても再び農業の発展が可能になつてくるが、それはこうした理由によるものであつた。』⁽¹⁵⁾

(14) この論争に關した史料のうち比較的容易に利用できるものとして D. A. Watkins (ed.), *The Great Charters of Glastonbury*, 3 vols. (Somerset, Rec.) のものを指摘しておく。

(15) この点はレナードの中世経済史家としてのキャラクターに照して考慮すれば無理のないところだつたといえよう。レナードは恐らく過去十有余年にわたりドゥメスディ・ブックとその周辺にある問題の研究に没頭してゐたと思われるからである。以下にみる彼れの近年の労作がそれを物語つてゐるといへよう。

'The Destruction of Woodland in the Eastern Counties under William the Conqueror', *Econ. Hist. Rev.*, Vol. XV (1945).

'The Economic Position of the Domesday Villani', *Econ. Journ.*, LVI (1946)

'The Economic Position of the Domesday Sokeman',

Econ. Journ. LVII (1947)

'The Economic Position of the Bordars and cottars
of Domesday Book', Econ. Journ. LXI (1951)

(9) Postan, A Reply, p. 118.

五

われわれは、近年イギリスの経済史学界において展開された一つの「金納化」論争の経緯について、これまで簡単な展望を試みてきた。冒頭にも述べておいたように、このポスタン⁽⁹⁾レナード論争は、かつて欧米の史家を多数動員して繰りひろげられたかの「マナーの解体」⁽¹⁾「賦役の金納化」という問題をめぐる論争の成果をまさに直接継承するものであり、われわれはその点に限りない研究的興味をおぼえ、また強い関心を抱いたのである。前述のように、それはたとえ十二世紀というこれまで比較的検討されることのなかった時点について分析が加えられたものではあつても、論争それ自体は結局個別所領に関するモノグラフィックな性格のものであり、また割目に値いするような斬新な問題がそこで提起されたわけでもない。しかし、それにもかかわらず、そうした論争の過程からうける印象からすれば、そこには過去約半世紀にわたる研究史の苦悩を十分に顧慮した痕跡は鮮かなものがあり、従来賦役の評価額と貨幣地代の総額との単純な量の比率の検出に終始していた初期の研究に較べれば、問題は比較にならぬほど幅広い視野において、しかも豊富な諸契機を導入しつつ追究されているという事

実に改めて注目せられるであらう。

こうした論争は当然のことながら内外の研究に多くの示唆を提供することができるとは思ふ。以下われわれはこうした研究史への省察から導きえた若干の問題について簡単なスケッチを試みてこの稿をおえたいと思ふ。

この論争の齎らした幾つかの成果のうち、われわれが最も関心を寄せねばならない点は、まず何よりもこのグラストンベリ修道院をはじめとするこの国の主要な大教会所領が、十二世紀という当面の時期にあたり軌を一にしていづれその賦役に基づく直営地経営を縮小させているという顕著な事実であらう。しかも都市市場における農産物価格が十二世紀当時かなりの低迷状態にあつた⁽¹⁾という客観的な事情のもとに、右のような所領構造の変容が貨幣地代の上昇を不可分に随伴しながら進展をとげているのである。またいうまでもなくこうしたプロセスが狭義における「賦役の金納化」・直営地での「land-and-stock lease」の創出に必然的に結びつき、農民経済の解放を伴つたことは既に明かなところである。いまはこの種の事情が古典的な賦役制の法制的機構の許容しうる範囲内に属するか否かは差しあつて問われないとしても、十二世紀における所領経済の再生産機構のうえにこのような抜きがたい再編成への兆しが現われているという事実を没却し去ることはできないはずである。もしそうだとすれば、コスミンスキーの批判をえて以来かなり久しいものがあるとはいひながらも、かつてヴィノグラドフ⁽⁴⁾により「完全に発達した封建制度の時代」・「封建制の崩壊」・「封建制

が僅かに安定しているにすぎない時代⁽⁵⁾」という周知の古典的規定が与えられ、これにより一般に「ヴィリカチオン体制」の支配的な段階として理解されてきた十三世紀という時代⁽⁶⁾にきつ先行して、こうした直営所領経済の衰退が指摘できるとどう事情をわれわれは如何に解すべきであろうか。この点に關してはさきに私見を述べる機会を得たのでここに繰り返す必要はないが、イギリス封建制に關する段階規定の再検討⁽⁸⁾はいまやわれわれにとっては焦眉の問題と化した感があり、また研究史の基本的な動向はそれを強く促かしているというべきであろう。

(1) この問題に關しては Great Rolls of the Pipe を基礎としてこれに統計的な検討を加えた D. L. Farmer, Some Price Fluctuations in Angevin England, Econ. Hist. Rev., 2nd Series, Vol. IX, No. 1 (1956) が信頼すべき情報を提供してゐる。

(2) 岡田与好「イギリス・マナー崩壞の基本的特質——農業における資本主義形成の歴史的前提——」(東京大学社会科学研究所「社会科学研究」第五卷第二号・第三号) とくに第二号七三頁以下を参看のこと。

(3) Paul Vinogradoff, Villainage in England, 1892, p. 223.

(4) Ibid., p. 353.

(5) Ibid., p. 349. なおコスミンスキーによるヴィノグラドフ批判は彼れの前掲の諸著作に詳しい。

(6) 本邦においてこのような見解を示した代表的なもの

して高橋幸八郎教授の一連の著作を挙げねばならない。たとえば、同著「市民革命の構造」第一篇「前提」絶対主義の封建的基礎——封建的「危機」の形態、等を参照。

(7) さしあたり本稿の第三節、註(2)を参照されたい。

(8) ヨーロッパにおける社会経済史学の成果が伝えるところによれば、ヴィリカチオン体制の崩壞は西南ドイツでは十三世紀頃、フランスにおいてはさらに早く十二世紀中には生産物地代の一般的成立を伴いつつ完成していくことが確認されているようである。こうした西ヨーロッパにおける封建制の構造変化の時代考証を念頭にするとき、かのノーマン・コンケストを体験しながらイギリスの場合、なお封建制は継続的な上昇線を示しつつ十三世紀にヴィリカチオン体制の最盛期を現出したという見解にたいしては、われわれは単純に共鳴しえないものを感じるのである。というのは、既に「純粹莊園制」への胎動をこの時期のフランスは体験していたはずであるが、かの「コンケスト」が生産力水準の相異なるた両文化圏の激しい接触を齎らし、その結果生産力の暴力的な補填と融合が展開されたことはほぼ容易に想像されるからである。そしてこのことがイギリス封建制の歴史に恐らくかなりの程度に規定的な作用を与えたのではなからうか。

なお、この問題については、かの「寄生地主制」論争に寄せられた大家久雄教授の論稿「寄生地主制論争の問題点」(歴史学研究一九二号・一九五六)が重要な示唆を与えている。

大塚教授は、吉岡昭彦・山田舜、岡田与好の各氏の間で闘わされた論争に参加された際、この論争の共通の欠陥の一つとして指摘されたのが、このイギリス封建制の発展段階の認定に関する問題であった。すなわち、岡田氏については明瞭でないとしても、吉岡・山田説は、封建制に照応した土地制度の発展段階として『古典的封建制（古典荘園制）↓絶対王制（寄生地主制）』という二段階論を、実は何ら研究史上の根拠も示さずして、いつのまにか採用していること』が特徴的であるとされ、むしろ研究史上の伝統的な立場はこの点三段階論であったはずであり、これを批判的に撰取した場合に想定できる合理的な見地は『分権的封建制（古典荘園制）↓集権的封建制、つまり Ständestaat（純粹荘園制）↓絶対王制（寄生地主制）』というシエーマに示されねばならない（四二頁）、と主張された。

本来、イギリスにおける中世史研究には一貫して段階規定といった問題意識はみられず、高々所領構造をめぐってネリイ・ニールスン N. Neilson やコスミンスキーから類型論への配慮がなされたにすぎない。吉岡氏が無意識に二段階論の立場をとられ、十六世紀の「総借地農」による大規模経営に古典荘園制の下限を求められるに到った一つの理由は、恐らくこうしたイギリスの研究史のもつ一般的な動向に同調されたからであろうと考えられる（福島大学経済学会編「寄生地主制の研究」第一章「寄生地主制分析の基準」、とくに一六一―二四頁等をみよ）。ここでわれわ

れに課された中心課題の一つとして考えられる問題は、イギリスにおける研究史が提示しえた類型論の成果を右の段階論の見地から如何に再生産してゆくかにあるといえようし、また、かくすることにより中世イングランドに展開する歴史的な諸事象を、世界的な視野の中に適切に位置づけることも可能となるはずである。

〔一九五七・九・三〇〕